

日本共産党深谷市議団 議会報告

N0.53

2025年7月
日本共産党
深谷市議団
深谷市上野台
507-122
電話
048-572-6201

六月議会について

令和7年深谷市議会第2回定例会が、6月2日から6月20日の日程で開催され、専決処分承認3件、令和7年度の深谷市の一般会計の補正予算1件、条例の一部改正6件、財産の無償譲渡1件、財産の取得3件、指定管理者の指定期間の変更1件、人事の同意2件など市長提出議案17件、請願6件が審議されたので、その内容についてお知らせします。

**わんぱくランド・はたらふれ
あい館・くれよんかんの廃止
に反対、利用の継続を求める**

2月10日の議員全員協議会で子どもたちが利用している「わんぱくランド」や市民のみなさんが気軽に利用している近くの公共施設、「はたらふれあい館」と萱場の「くれよんかん」を来年3月で廃止をする条例がこの6月議会に提出されました。

党議員団は、他の会派の議員さんと力を合わせてこの廃止条例に反対しました。

**総務委員会で「くれよんかん」
廃止に反対 討論要旨**

4月に入り「くれよんかん」の利用団体に対し、参加2名に限定しての説明会が行われました。利用者の方からは、「くれよんかんは、使いやすく助かっています。駐車場も使いやすく、部屋に

すぐに入れるのでとても便利」「部屋も明るく使いやすい、トイレもきれいで便利」

「床も段差がないので利用しやすい」「シルバー世代が利用するのに近くて便利」

「くれよんかんが使えなくなる」と障害をもつ子どものケアができません。存続をお願いします」「障害者を抱えた家族です。災害時に大勢いるところは過ごせません。少人数のところが適切な場所です」などなど……

このように、いろんな思いでくれよんかんを利用していきます。バリアフリーで利用しやすい施設です。公共施設適正配置計画で廃止が決まっているとしても、利用者にとってはいきなりのことです。くれよんかんは、新耐震で建設され、住まいの近くにあり、住民の憩い所と

なっています。身近にある公共施設・くれよんかんを廃止することに反対します。

**「はたらふれあい館」の廃止
に反対 本会議の討論要旨**

はたらふれあい館の廃止についても4月に入り利用団体に対し説明会が開催されました。限定された各団体の参加者から、はたらふれあい館がなくなると大変困るの思いを必死に訴えられました。ふれあい館も高齢者の方や障害のある方に配慮したバリアフリーで、子どもや障害者の方にとって大変利用しやすい公共施設です。また、新耐震基準で建設され、住まいの近くにあり、高齢者の方や障害のある方にも大変利用しやすい憩い所になっている深谷市の魅力ある公共施設のひとつです。はたらふれあい館の存続を求め廃止に反対しました。

わんぱくランドを廃止する
筆提出されたとのことでした。

条例は、建設委員会に付託されましたが、党議員がいなかったので他会派の議員で審議され、反対、賛成討論が行われましたが、反対少数で廃止条例が可決されました。本会議においても反対、賛成討論が展開されましたが反対少数で可決されました。党議員団は、本会議において「わんぱくランドを廃止する条例」に反対しました。

わんぱくランドの存続を求める署名、市民だけでなく市外からも多数寄せられる

わんぱくランドの存続を求める会・代表 篠崎康彦さんは、5月16日に小島市長にわんぱくランドの存続を求める署名を提出しました。署名活動のお礼と報告によると、自筆の署名が5355筆、オンライン署名が344

安全・安心医療・介護の実現のため、人員増と処遇改善を求める請願に賛成

6月議会に請願が6件提出されました。埼玉県医療介護労働組合連合会から提出された「安全・安心医療・介護の実現のため、人員増と処遇改善を求める請願」について、賛成討論を行いました。

医療機関や介護現場で働いている方たちで組織された組合から深谷市議会としても国に意見書を上げてほしいと請願されたものです。人手不足で仕事がつきつい。賃金が安い。休暇が取れない。夜勤が辛いなど働く現場の大変な状況が寄せられ、「このままでは医療崩壊や介護崩壊が起きかねない。必要な人員を国の責任で確保してほしい。公立病院や保健

所の拡充と機能強化を求める請願です。深谷市議会として国へ意見書を挙げるべきと賛同を求めましたが、賛成少数で不採択となりました。

インボイス制度の廃止を求める請願に賛成(要旨)

次の理由で請願に賛成しました。①埼玉県議会で昨年12月20日にインボイス制度の廃止を求める意見書が可決されています。深谷市議会としても市内中小業者を支援するために、事業者の負担となつてい

地域型保育事業の運営基準を定める条例の一部改正に反対(討論の概要)

今回の改正は、小規模保育室が、適正かつ確実に保育ができるよう設定された基準を緩和するものです。市内の当該施設は、基準をクリアしており、規制緩和をする必要はありません。また、今後、劣悪な事業者の参入をさせないためにも規制緩和をすべきではないとの理由で党議員団は反対しました。

一般質問 鈴木三男議員



6月議会の一般質問は「資格確認書の交付」と「公共施設適正配置計画問題」についての2項目です。

国保加入のすべての被保険者に資格確認書の交付を

問 国民健康保険に加入するすべての被保険者に対しマイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を送付する自治体があるが、深谷市の国保に加入するすべての被保険者に資格確認書を交付すべきではないか。

答 資格確認書は、国民健康保険法に「被保険者が電子資格確認を受けることができる状況にあるときに交付する」としており、国は、電子資格確認を一切考慮す

ることなく、一律に資格確認書を交付することは認められないとしている。

しかし、後期高齢者医療制度で75歳以上の後期高齢者の方は、機械の扱いに不慣れなので、マイナ保険証の移行に一定の期間を要することから、すべての被保険者に資格確認書を交付するとして、来年の夏までの暫定的措置として実施している。一部の自治体で、すべての国保の被保険者に資格確認書を送付するとの報道があるが、深谷市においては、引き続き法や国の指針にのっとり、一律に資格確認証を交付するのではなく、マイナ保険証を持っていない人に交付する。

くらしを支える公共施設は維持すべき

問 深谷市は、少子高齢化で人口が減少し、今後も厳しい財政運営が見込まれるので、公共施設適正配置計画を策定し、40年間で深谷市の公共施設の総床面積の25%の施設を削減するとしている。深谷市の人口ビジョンの将来目標としている出生率2・07、人口11万人維持、高齢化率36%にするとあるが、この公共施設25%の削減目標は、深谷市の人口減少にはずみをつけることにならないのか。

答 公共適正配置計画は、人口ビジョンとの整合性を図り策定している。公共施設の再編は、施設の「機能」を重視し、機能を拡充しつつ推進しているので人口減少を促進する要因にはならない。

問 公共施設は、市民と地域住民の拠り所となっている。時の経過とともに老朽化し傷みが出て雨漏りや電気系統の故障も起きる。大改修や建て替え時期を延ばすなどの更新費用を削減するために、適切な維持管理で劣化を防止し、長寿命化を図るべきではないか。

答 公共施設の状況を踏まえながら、長寿命化や統廃合を行っている。

問 公共施設の「総合管理計画」や「適正配置計画」には、社会経済情勢の更なる変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直す必要がある見直しはしているのか。

答 大きな社会経済情勢の変化により、将来展望が大きく変革する際に見直すべきと考えているので、これまで計画を大きく変えるような事態がないので見直しは行っていない。

一般質問

佐久間奈々議員



こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度は、0歳6カ月～3歳未満の保育施設等を利用していない子どもが、保育施設を時間単位で利用することができるといふ、新たな事業です。

これまでの一般質問で保育の安全性について質問してきました。利用する施設と保護者との事前面談が必須とされたことや、市町村を越えた利用は、自治体間で協定を結ばなくてはならないなど、一定程度安全性は前進しました。しかし、本制度の制度設計にそもそ

も問題があります。

本制度の利用方法は、利用する園や曜日、時間を固定し、定期的に利用する定期利用と、固定せずに利用する柔軟利用があり、保育現場からは、柔軟利用を危惧する声があがっています。実施方法も一般型と余裕活用型があり、一般型でも、在園児と合同の場合と、在園児とは別のスペースで保育する専用室独立型があります。余裕活用型は、保育施設において定員数に達しない場合に、定員の範囲内において受け入れるというもので、基本的に在園児と合同の保育となります。専用室独立型以外は、在園児と合同ですから、これまでの保育と

は別の配慮が必要となってきます。

神戸市では、既に本制度実施のための条例制定がされていますが、職員の配置基準を全て保育士と限定するなど、国基準以上の内容の条例となっています。神戸市の担当課にヒアリングしたところ、短時間で子どもを理解し、特性を把握しなくてはならない事業であること。また、職員間での情報共有や、保護者にも子育ての楽しさを実感してもらうには、研修を受けただけの職員では保育の質が確保できないと判断したとのことでした。

そこで、深谷市でも、国基準以上の配置基準を条例で定められないか質問しました。

答

深谷市では、市内で認可された保育園などで余裕活用型での実施を予定しており、当該施設は国の配置基準に基づき、保育士のみが保育を行っているので、国以上の基準を設けることは考えておりません。

見解

その後の再質問で、受け入れ可能人数や、利用見込み人数を聞いたところ、現在調整中とのことでした。利用見込み数が上回った場合はどうするのか質問すると、認可園に更にお願いでいくとの答弁でした。そうであるならば、一般型の実施方法となる可能性もあるため、やはり神戸市のような条例にすべきです。

※その他 フリースクール等のマップづくりについてやわんぱくランドの廃止について等質問しました。